



# 茨城県報

第 2813 号

平成28年7月25日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 受胎調整実地指導員の指定（少子化対策課）…………… 1
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 2
- 更正換地処分の届出（農林事務所）…………… 2

#### （選挙管理委員会）

- 茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙期日等…………… 2
- 茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任…………… 2
- 茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時…………… 3

#### （茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長）

- 茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所…………… 3
- 茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時…………… 3

#### （霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長）

- 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時…………… 4

### 公 告

- 事業計画変更の縦覧（つくば地域振興課）…………… 4
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 5

## 告 示

### 茨城県告示第1003号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成28年7月19日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成28年7月25日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 渡邊 みなみ

住 所 茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目8番地4

メゾンなでしこⅡ207号室

**茨城県告示第1004号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年7月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば古河線
- 2 供用開始の区間 つくば市大砂字原中447番2から  
つくば市大砂字原中470番5まで
- 3 供用開始の期日 平成28年8月12日

**茨城県告示第1005号**

平成28年6月14日付け南農土指令第2号をもって認可した団体営ほ場整備事業西谷田川地区（全換地区）の換地計画の更正については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成28年7月25日

茨城県南農林事務所長 坂 井 和 美

（選挙管理委員会）

**茨城県選挙管理委員会告示第63号**

委員会の議決を経て、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、平成28年8月3日に任期満了による茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙を行う。

選挙すべき人員及び投票時間は、次のとおりである。

平成28年7月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 選挙すべき人員  
茨城海区漁業調整委員会委員 9人  
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員 6人

- 2 投票の時間

午前7時から午後8時まで

ただし、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第2項の規定により投票時間を短縮した投票区については、その時間まで

**茨城県選挙管理委員会告示第64号**

委員会の議決を経て、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成28年8月3日に行われる茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、それぞれ次のとおり選

任した。

平成28年7月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

区 分	選挙長, 職務代理者の別	住 所	氏 名
茨城海区	選 挙 長	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町112番地の2	上 山 猛
	選挙長職務代理者	茨城県東茨城郡大洗町東光台9番地の20	飯 田 晃 司
霞ヶ浦北浦海区	選 挙 長	茨城県行方市八木蒔179番地2	坂 本 瑞 夫
	選挙長職務代理者	茨城県行方市吉川11番地	山 本 耕 造

#### 茨城県選挙管理委員会告示第65号

委員会の議決を経て、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、平成28年8月3日に行われる茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成28年7月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

名 称	場 所	日 時
茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙会	大洗町役場	平成28年8月4日（木）午後3時
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙会	行方市役所玉造庁舎	平成28年8月4日（木）午後3時

(茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長)

#### 選挙長告示第1号

平成28年8月3日に行われる茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を、次のとおり定める。

平成28年7月25日

茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 上 山 猛

茨城県庁 茨城県選挙管理委員会事務室（ただし、選挙期日の告示日の午前8時30分から午後5時までは茨城県庁行政棟9階共用会議室901において行う。）

#### 選挙長告示第2号

平成28年8月3日に行われる茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成28年7月25日

茨城海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 上 山 猛

場 所	日 時
茨 城 県 庁	平成28年8月1日（月）午前10時

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長)

**選挙長告示第 1 号**

平成28年8月3日に行われる霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を、次のとおり定める。

平成28年7月25日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 飯 田 晃 司

茨城県庁 茨城県選挙管理委員会事務室 (ただし、選挙期日の告示日の午前8時30分から午後5時までは茨城県庁行政棟9階共用会議室901において行う。)

**選挙長告示第 2 号**

平成28年8月3日に行われる霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成28年7月25日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 飯 田 晃 司

場 所	日 時
茨 城 県 庁	平成28年8月1日(月)午前10時30分

**公 告****●事業計画変更の縦覧**

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同法同条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により下記事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成28年8月11日(木)から平成28年8月24日(水)までに茨城県知事に意見書を提出することができる。

平成28年7月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 縦覧期間 平成28年7月28日(木)から平成28年8月10日(水)までの2週間
- 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- 縦覧場所 ①茨城県土浦土木事務所つくば支所  
つくば市島名2335(つくば市諏訪C13街区7 ウィンズヒル2階)  
②茨城県企画部つくば地域振興課(茨城県庁内10階)  
水戸市笠原町978-6  
(②は土曜日、日曜日を除く)

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字島津字原1794番3, 同番4

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字島津1794番地

高 橋 淨, 高 橋 三枝子

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)